

平成 8年 3月 5日

## 姫路市墓地等の経営許可等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成8年姫路市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営及び変更の許可（以下「経営許可等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営)

第2条 この要綱において「墓地等の経営」とは、墓地等を設置し、管理し、及び運営することをいう。

(経営許可等の許可基準)

第3条 市長は、墓地等の公益性、永続性及び非営利性を確保するため、地方公共団体が経営主体である場合でなければ、墓地等の経営又は変更の許可をしない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂の新設又は拡張が困難である等の事情がある場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、墓地等の経営又は変更の許可をすることができる。

(1) 墓地又は納骨堂の経営を目的として本市の区域内に設立された公益社団法人又は公益財団法人が墓地又は納骨堂の経営又は変更の許可を申請する場合であって、次のア及びイのいずれにも該当するとき。

ア 墓地又は納骨堂の計画が、本市の墓地等に関する計画に適合していること。

イ 墓地又は納骨堂の規模が、地域の墓地又は納骨堂の需要に応じたものであること。

(2) 本市の区域内に宗教活動の本拠地としての主たる事務所を有する墓地等の管理が可能な宗教法人が墓地又は納骨堂の経営又は変更の許可を申請する場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当するとき。

ア 墓地又は納骨堂の計画が、本市の墓地等に関する計画に適合していること。

イ 墓地又は納骨堂が、檀信徒の墳墓又は納骨装置を設置することを目的とするものであること。

ウ 墓地の墳墓数又は納骨堂の納骨予定数が、檀信徒名簿等から確認される需要との関係で妥当なものであること。

エ 墓地又は納骨堂の敷地及び建築物が、当該宗教法人の所有であること。

オ 資金計画が健全であること。

(3) 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）が墓地の経営又は変更の許可を申請する場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当するとき。

ア 経営の許可の申請にあつては、公共事業による墓地移転によるものであること。

イ 本市が経営することが地域の実情等から不可能であること。

ウ 墓地の計画が本市の墓地等に関する計画に適合していること。

エ 墓地の墳墓数が、地縁による団体内の需要に応じることができるもので、かつ、必要最小限のものであること。

オ 資金計画が健全であること。

(事前指導)

第4条 市長は、墓地等の経営許可等の申請をしようとする者に対して、規則第2条、第3条又は第4条の申請の前に墓地等計画書の提出を求める等により、申請内容を十分把握し、適切な指導を行うものとする。

(他法令との調整)

第5条 市長は、墓地等の造成、建築等に伴い他法令の許認可等が必要な場合にあつては、その許認可等の取得が確実になければ経営許可等をしないものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。